解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

三重県四日市市小古曽町二八一二番地の一

三一　有限会社トライアル自動車

清算人　西尾　茂樹

解散公告

当法人は、平成二十七年十一月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

大阪市中央区内本町一丁目四番一二号ＮＰＯビル三〇四号

特定非営利活動法人シニアネット総研

清算人　堤　正克

解散公告

当社は、平成二十七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

兵庫県西脇市高松町五七〇番地の一

内外サービス株式会社

代表清算人　高瀬　義之

解散公告

当法人は、平成二十七年十一月十六日に社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

兵庫県加古郡稲美町六分一　六四四番地の二

特定非営利活動法人ライブラリーＣＯＳＭＯ

清算人　山本ひとみ

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

広島県三原市宮浦四丁目一〇番八号

株式会社カークライムＪ・ボディー

代表清算人　谷口穂奈美

解散公告

当社は、平成二十七年十一月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

広島市西区三篠町二丁目三番二二―三〇三号

吉景合同会社

代表清算人　吉兼　健宏

解散公告

当法人は、平成二十七年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

佐賀県杵島郡江北町大字山口三三六〇番地

二　江北町管工事協同組合

代表清算人　坂井　俊和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十月二十二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

東京都品川区戸越一丁目三番地一五号

宗教法人神習教開生支教会

清算人　小林　信子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年五月十二日責任役員会の決議により平成二十七年十月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

富山県射水市寺塚原八五六番地

宗教法人慈光院

清算人　内山　芳広

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

東京都豊島区東池袋一丁目四六番一三号

東京都管工事業厚生年金基金

代表清算人　松田　英行

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

長崎県長崎市松原町二六五一―三

長崎県トラック厚生年金基金

代表清算人　塚本　政治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月五日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

大分県別府市大字鶴見字新別府三〇四一番地の六

宗教法人神光明苑

清算人　安藤　恭子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十月十五日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載第一回（平成二十七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

新潟県新潟市東区若葉町二丁目一五番二六号

西野中野山土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　策雄

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

名古屋市中区栄一丁目一〇番七号

医療法人博友会

清算人　酒井美枝子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二日

兵庫県小野市王子町八〇六番地の一

小野市黒川西土地区画整理組合

清算人代表　高本　進

配当公告

愛知県田原市保美町平城一一〇番地二

破産者　吉川　光久

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十六年（フ）第六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五二六、六〇二、六四一円

一、配当をすることのできる金額

金一一、四二七、九九三円

平成二十七年十二月二日

愛知県豊橋市前田南町一の一のタワーレジデンスＨＡＤＡ二〇一・二〇二号

破産管財人　高和　直司

配当公告

東京都目黒区八雲五丁目一番二号

破産者　呂永伯こと　呂　直次

右の者に対する山口地方裁判所周南支部平成二十六年（フ）第六十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、一二〇、五二四、六九六円

一、配当することのできる金額

金三三、七二八、四一二円

平成二十七年十二月二日

山口県周南市梅園町三―五―二

破産管財人　中村友次郎